



定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和2年12月23日

香美市監査委員 岡本 明 弘
香美市監査委員 岩崎 昭 雄
香美市監査委員 小松 紀 夫



記

1 措置を講じた部署

総務課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和2年11月27日

(2) 措置通知年月日 令和2年12月2日

(3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 香美市文書事務取扱規程第39条第2項で定められた保存すべき文書が、保存されていなかった。

回答

香美市文書事務取扱規程第11条で定められた文書の保存年限基準に基づき適正な文書管理に努めます。

- ② 契約規則に定められた事務の取り扱いがなされていなかった。

回答

財務規則第39条に係る事務を行う場合は、諸規定に基づき適正な事務処理に努めます。